

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 減給

飲酒後の公共交通機関での暴行騒ぎ

被処分者	主事 34歳
事案の内容	被処分者は、令和5年7月、飲酒後の電車内において、乗客と口論になり、相手方が被処分者の胸を押したことを発端に、駅のホームに相手方を投げ飛ばし、腕で首を締め付け抑えつける暴行を働いた。
処分の内容	減給10分の1 1月
発令年月日	令和6年1月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 減給

個人情報の不適切な取り扱い

被処分者	主事 58歳
事案の内容	被処分者は、平成28年から令和元年にかけて、担当していた乳幼児の写真を公務とは関係なく自己所有のスマートフォンで撮影し、保存した。その後、被処分者は保護者へ自己所有のスマートフォンを用い、保存されていた写真のデータを送信した。令和5年6月ごろ、被処分者が知らないところでそれらの写真の一部がクラウドストレージで複数人により共有されていることが判明した。
処分の内容	減給10分の1 3月
発令年月日	令和6年1月30日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号